

第5章 ゆりかごへの評価

この章においては、第1期から第5期の全155事例の検証の結果得られたゆりかごへの評価について記述する。

1 子どもの人権・子どもの福祉の観点からの評価

(1) 生命の保障、生命・身体の安全の確保の面からの評価

ア ゆりかごへの預け入れにかかる危険性について

自宅出産等（孤立出産）や生後間もない子どもが長距離移動を伴う預け入れが続いており、預け入れまでの過程において母親及び子どもの生命にかかわる事故がいつ起こっても不思議ではない事例が数多く見られる。また、障がい児や治療を要する子どもの預け入れや、子どもをゆりかごの扉の外に置いた事例も複数発生している。こうした事例を総合的に考慮すれば、単にゆりかごの設備上の安全性のみをもって、子どもの生命・身体の安全性が確保されていると評価することは難しい。

これまでの検証でも触れられているように、ゆりかごに預け入れられたことによって直接的に子どもの生命が救われたということは明言できないが、結果的に生命の危険が回避できるという観点からは、「養育をつなぐ」という点において一定の意義が認められる。

しかしながら、ゆりかごに預け入れるために、生後間もない子どもと産婦が遠くから長時間かけて、飛行機・電車・自動車等を使い移動する事例や、ゆりかごの利用を前提とした自宅出産等（孤立出産）の事例、低体重等の理由により預け入れ後の治療を要する事例も続いている。また、実母の就労等を理由に子ども（とりわけ、新生児）を長時間放置するなど、ゆりかごに至るまでの間に母子が危険な状態にさらされている事例がある。加えて、第4期以降は自宅出産等（孤立出産）の割合が大幅に増えており、危険性は更に増していると言える。

医療の観点からは、早産や胎児発育不全等の子どもは、通常は保育器や新生児集中治療室等による管理が一般的であるが、ゆりかごに預け入れられた子どもは出産後にそのような対処が行われていないことが考えられ、発育への影響が心配される。

また、障がい児の預け入れ件数はこれまでに17件であるが、このうち、預け入れ時に医療を要した事例は9件、その後の養育においては、ほとんどの事例でリハビリや手術等の医療的ケアを要している。また、障がい児や治療を要する子どもは、ゆりかごへの預け入れにより、それまでの医療に関する情報が遮断される。このため、新たな診断・治療を行うための検査による負担、これまでの治療の中断、薬物の副作用やアレルギーのリスク等の治療上の危険性を伴う可能性もある。必要とされる薬物、医療行為、食事療法等の情報が無い場合、疾病・症状等によっては、重篤な状況に陥ることも考えられ、子どもの生命の安全に関わる重大な問題を含んでおり、危険性が高く、容認できるものではない。

ゆりかごは、開設時から「預け入れ時」の安全性が確保されていることをもって、刑法上

は危険性がなく、預け入れそのものをもって保護責任者遺棄罪には当たらないとして違法性を問わないという認識の下で運営されてきた。そしてこの間、死体遺棄に至った事案はあったが、保護責任者遺棄罪が適用されたものはなかった。

しかし、このように、子どもや母親の生命にかかわる事故がいつ起こっても不思議ではない事例が複数あり、結果的にゆりかごの存在が、危険な自宅出産等（孤立出産）を招いている可能性があることを考慮すれば、単にゆりかごの「設備上」の安全性が確保されていることをもって、安全性が確保されていると評価することは難しい。

ゆりかごへの預け入れを前提とした自宅出産等（孤立出産）や長距離移動等による母子の生命の危険性、医療に関する情報の遮断等、ゆりかごが開設されて 14 年経った現在もなおこうした様々な課題を抱え続けていることは憂慮される事態である。

利用実態を基に、保護責任者遺棄罪との関係を改めて検討する等、「預け入れ時」の安全性・違法性について法的に整理する必要がある。

また、専門家の立会いのない自宅出産等（孤立出産）を「虐待」ととらえた上で、医療機関等の関係機関がこれを把握した場合には、自治体へ通告する必要がある。

イ ゆりかごの扉の中に子どもを入れない場合の危険性について

ゆりかごに関連した行為であれば犯罪にならないという認識が社会に広まることに対し、強い懸念がある。預け入れの仕方によっては、保護責任者遺棄とも評価されうる危険な状態となることを社会に警告する必要がある。

ゆりかごの利用の仕方については、預け入れ者側よりも、預けられる子どもの側に立った視点が一番に優先されるべきである。

ゆりかごの設備は、預け入れ者が扉を開けて屋内の保育器に子どもを入れる仕組みとなっており、子どもの体温管理やブザーの作動による子どもの速やかな発見・保護が可能であることから、ゆりかごは安全であると認識されてきた。

第 5 期において、子どもがゆりかごの扉の外に置かれ、預け入れを知らせる電話により約 30 分後に低体温の状態で発見された事例があった。部会としては、この事例の保護者の預け入れ行為については、保護責任者遺棄とも評価されうる危険な状態であったと受け止めている。

この事例から、社会において、子どもをゆりかごの扉の中に入れなかった場合でも、ゆりかごに関連していれば犯罪にならないという認識が広まってしまふことが懸念される。

預け入れの仕方によっては、子どもに危険を生じさせ、保護責任者遺棄とも評価され犯罪に当たる可能性もあるという認識は重要であり、このことを社会に警告する必要がある。しかしながら、これは、子どもの命を大事にし、子どもを守ることが目的であり、母親を犯罪者にしようということではない。

ゆりかごの利用については、預け入れ者側よりも、預けられる子どもの側に立った視点が優先されるべきである。今回の事例のように、屋外に子どもが置かれることは、子どもの生命の危険を伴う遺棄であり、子どもの権利、福祉について問題がある。

（２）出自を知る権利の保障の面からの評価

子どもの権利を保障する観点から、子どもが実の親を知る権利、自らの出自を知る権利は保障されなければならない、子どもの身元が判らない事態は避けなければならない。

子どもは、独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体であり、その権利は保障されなければならない。この理念に立って、ゆりかごに預けられた子どもの人権を考えると、単に保護の対象としてさまざまな福祉を考えるにとどまらず、子どもとの意思疎通や意見交換の中から、それぞれの子に相応しい「最善の利益」を探求し、それを実現させていくための対応が求められる。

平成 28 年の児童福祉法改正において、子どもが権利の主体であることが明確化され、「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもの出自を知る権利の重要性と、これを保障するための情報の保存の在り方について具体的に示されているところである。

ゆりかごの開設当時から慈恵病院とは平行線であるが、「新しい社会的養育ビジョン」のほか、第 4 章で示した民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成 29 年 1 月 29 日厚生労働省告示第 341 号）においても、出自に関する情報の永年保存が求められているなど、平成 19 年のゆりかご開設当時に比して、子どもの出自を知る権利の保障のための取り組みの必要性が、より明らかとなっている。預け入れ者（実親）の希望は理解するものの、子どもの出自を知る権利等についてはできるだけ保全することが必要であるため、実親子関係を大事にしながら、子どもにとって何が大事かを考えて対応を行うべきである。

アイデンティティや自尊感情といった、子どもが生きる上での土台を形成するためには、出自に関する断片的な情報だけでなく、それぞれの子どもの胎生期・幼少期からのストーリーを伝えていくことが重要である。このため、今後の考え方として、ゆりかごに預け入れられた子どもに関わる全ての機関の関係者は、子どもが自分の実の親を知ろうと思ったとき、子どもがショックを受けることが想定される情報であっても、告知後の支援体制を準備したうえで、その子の求めに応じて、子どもの出自を知る権利を担保することができるよう、でき得る限りの努力を行っていかなければならない。情報源である慈恵病院や児童相談所をはじめ、子どもの代替養育を担う施設や里親等は、連携を図り、出自の情報を適切に集約、保全する必要がある。

この観点は、ゆりかごの運用全過程において十分に尊重されなければならないが、特に現時点で問題となるのは、預け入れ時において、預け入れ者と接触できる可能性があるにも関わらず子どもの出自が不明となる事例があることである。

身元が判らないまま預けられた子どもにとって、たとえ養育の環境が十分に整えられ、実親に育てられた場合よりもその子にとって幸福であったとされる場合でも、それをもって、自らの出自を知る権利が阻害されることへの代償とはならない。実親が不明であり、出自に悩む子どもをゆりかごが生みだす事態は早急に改善されなければならない。

また、昨今の医学の進歩により、家族及び親族の遺伝情報は、生命、健康の確保において重要な意味を持ち始めているが、ゆりかごへ預け入れられた子どもは、家族及び親族の遺伝性疾患のリスクを知ることができないため、予防、早期発見、早期治療といった対策をとる

ことができず、今後、遺伝医学の進歩とともに大きな問題となることが考えられる。

13年間のゆりかごの運用を経て、これまで関係機関の努力により、多くの事例で身元が判明しているが、その一方で、現時点までに身元が判明しない子どもも一定数存在する。

慈恵病院が努力していることは理解するが、さらにできるだけ預け入れ者との接触が多くなるような工夫が必要である。子どもに関わる機関は、身元不明の事例が皆無となるよう引き続き努力を続けていくとともに、今後預け入れがあった場合、身元の判明に繋げる手法を慈恵病院や関係機関とも十分に協議し、自らの出自を知るといふ子どもの権利の保障を目指していかなければならない。

なお、預け入れ者を匿名にすることと、子どもの出自を明らかにすることとは矛盾しないと考えべきである。預け入れ者の実名を運用上関わった者が知り得たとしても、それをいかなる機関・個人にも公表しないことで匿名性は維持されるからである。現時点までに身元が判明しない子どもが存在することに留意して、今後は制度上もでき得る限り子どもの出自に関する情報を確保できるような方法を工夫すべきである。

(3)「安易な預け入れにつながっていないか」との観点からの評価

預け入れることへの不安や葛藤が見られない、自己都合による預け入れとみなされる事例が見られ、預け入れの一部において安易な預け入れにつながっている面がある。

ゆりかごの設置当初から、妊娠を誰にも打ち明けられない閉塞感、孤独感の中で子どもの命を救うために止むなくゆりかごに預け入れるといった切羽詰まった預け入れがある一方で、実名での相談を忌避し、匿名で預け入れることで、自分のみの都合を優先する、いわゆる「安易な預け入れ」が見られた。

第5期においては、実母の職業上の理由で匿名を主張した事例、地元の行政機関や親族に出産を知られたくないため、預け入れた事例があった。また、未婚での出産であり世間体と経済面を理由に子どもの祖父母が預け入れをした事例や、不倫での妊娠による戸籍上の課題から預け入れた事例があった。

ゆりかごの存在が、職業や世間体を優先した判断や、戸籍や特別養子縁組に必要な手続きを自ら行うことを回避するための手段となっているといえる。

ゆりかごを2回利用した事例も複数見られた。最初の預け入れにより相談機関とのかかわりができたとしても、預け入れ者にとっては相談をするよりもゆりかごの利用の方が好都合であった可能性がある。予期せぬ妊娠に関する課題の解決を回避する手法として、ゆりかごが選択されていることが考えられる。

さらに、障がい児の預け入れの問題がある。生まれてきた子どもに障がいがあるということは、その親にとって簡単に受容できるものではなく、否定と肯定を繰り返しながら、時間をかけて受容へと向かうことが一般的であり、その過程において、ゆりかごの存在は、親の一時的な迷いを助長し、ゆりかごへの預け入れへ誘導する可能性が考えられる。

(4) ゆりかごの匿名性の観点からの評価

ゆりかごの匿名性は、母子にとっての緊急避難として機能し、さまざまな援助に結びつける入口となり得る。しかしながら、子どもの人権及び子どもの養育環境を整える面から最後まで匿名を貫くことは容認できない。また、匿名であることにより、親の心身のケアや、預け入れに至った課題解決のための支援に繋がらないという問題もある。

第5期においても、預け入れ者との接触により面談に繋がった事例はあるが、匿名を盾に身元について明かさなかった事例や、医学的な処置が必要であったにもかかわらず、処置を拒否した事例、地元の児童相談所に出産を知られたくないという理由で、ゆりかごは匿名で子どもを預けられると考えて預け入れた事例があった。

子どもの立場から見ると、預け入れ者の匿名性を貫くことは、子どもの出自を知る権利を保障できないことから容認できない。子どものアイデンティティや自尊心の確立に支障をきたすほか、遺伝に関する情報の取得、将来的な親子再統合の機会も一切失われてしまう。

母親側の観点からみると、預け入れ時に接触がない場合、本来ならば母親が受けられるケアや支援の機会から遮断されてしまうことになる。産後の心身のケアを行い、預け入れに至った複雑な事情（経済的、社会的な問題等）を解決し、予期せぬ妊娠・出産の再発を防止するため、医療や福祉に繋がる必要性があることから、預け入れ者に接触することは重要である。

匿名性が預け入れへの敷居を低くしている側面はあるにしても、子どもの権利の保障や、その後の母親に対する援助の上でも実名化は必要である。

このため、今後、預け入れにあたり実名化を前提とした上で預け入れ者の秘密を守るといった手法を取り入れる必要がある。この点において、ドイツで施行された内密出産制度が我が国でも整備されることが一つの解決策となると考えられることから、国に制度化を働きかけるべきである。

2 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」としての評価

当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご（新生児相談室）」といった視点がより明確化された運用がなされている。

ゆりかごの特徴は、慈恵病院が実施している相談業務と一体的に運用されている点であり、「県検証報告書」からその点が評価されている。

ゆりかご設置にあたって、熊本市は医療法上の許可の際、留意事項の一つとして「相談機能の強化」の遵守を条件として付している。このため、当専門部会では、慈恵病院がゆりかごに預け入れにきた者と面接できた場合における面接・相談の内容や経過の検証のほか、慈恵病院における電話相談の内容、特に緊急対応・緊急面談の内容と経過についても検証を行ってきた。

慈恵病院の相談件数の推移を見ると、平成 19 年度は 501 件であったが、平成 24 年度は 1,000 件に達し、平成 26 年度に急増した。その後も増加傾向にある。地域別内訳を見ると、そのほとんどが熊本県外からの相談であり、差し迫った状況に置かれている人々が全国に多数存在していることを示している。

平成 25 年 11 月に慈恵病院を舞台としたドラマが放送され、ゆりかごの存在が改めて周知されたことを機にゆりかごへの預け入れ件数が増える懸念もあったが、結果として、以降預け入れ件数が増えることなく、相談件数の増加のみに繋がっている。

また、慈恵病院はホームページを整備し、SOS 妊娠相談のネット検索順位を上位にするよう工夫した結果、相談件数が増加しており、潜在的な相談をうまく拾い上げ、預け入れまでに至らず悩みの解決に繋がる支援ができています。今後はさらに、電話相談において支援機関の情報等をいかに伝え、その後の母子にとって最善の支援につないでいくのが課題である。

今回の検証内容からも、当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご（新生児相談室）」といった視点がより明確化された運用がなされていることが確認できる。その点は積極的に評価することができる。

3 公的機関の対応の面からの評価

ゆりかごに預け入れられた子どもへの対応については、子どもにとっての最善の利益を優先するという観点から、公的機関によって乳児院等施設、里親、特別養子縁組等、家庭引取りといったそれぞれの事情に応じた養育先が選定される等の努力が払われている。

また、一民間病院に妊娠に関する相談が全国から多数寄せられている状況を考慮すれば、公的機関による相談・支援体制を充実させる必要がある。

預け入れられた子どもは遺棄されたものと判断され、親と分離され、まずは心身の安全が保たれる環境が確保されることになるが、その後には、子どもの最善の利益が図られるよう、施設での養育、里親への委託等の制度を利用しつつ、あわせて実親への援助を行うことになるが、実親との親子関係の再構築を目指してできる限りの努力が払われなければならない。

全国の児童相談所にケース移管する場合、ゆりかご利用に至った理由などの情報や支援方針について十分な引継ぎが必要である。

すでに児童相談所で支援を行っていた世帯からの預け入れ事例や、ゆりかごがなかったら児童相談所に相談していた事例があったことから、預け入れに至る問題が解決され、早期に相談対応できるような公的機関の努力が必要である。

身元が判明した事例では、乳児院等施設で養育されているものが21.0%、里親のもとで養育されているものが13.7%、家庭に引取られたものが21.8%となっている。また、特別養子縁組が成立した事例が40.3%である。身元の判明に至らなかった事例においても、乳児院等施設で養育、里親のもとで養育、特別養子縁組とそれぞれの事情に沿った養育先が選定されている。

このようにゆりかごは民間病院の取り組みではあるが、預け入れられた後の対応は病院の手を離れ、児童福祉法等に基づき、公的機関が関与した上で、子どもにとっての最善の方策が図られるよう努力されている。

地方の一民間病院である慈恵病院へ全国から妊娠に関する悩み相談が多数寄せられており、その件数は年々増加傾向が続いている。また、ゆりかごへの預け入れがないことが望ましいことであり、預け入れた理由を分析し対策を講ずることで、予期しない妊娠/計画していない妊娠、出産に悩む者への公的機関による支援・相談体制を充実させ、子どもをゆりかごに預け入れることのない社会を実現する必要がある。